

提案募集（RFC）でいただいたご提案に対する回答

※網掛け：ご提案を踏まえて要綱案の見直し等を行ったもの

No.	対 象	項 目	ご提案	当社回答案
1	[要綱案] 7年間基準利用率	年間基準 利用率	年間基準利用率の設定範囲が65～75%となっておりますが、より安価な電源の確保のため、年間基準利用率の設定範囲の上限を80%まで拡大するべきと考えます。	年間基準利用率については、ベース電源としての利用率70%を基準とし、応札者が柔軟に対応できるよう±5%の幅を持たせて設定しております。80%までの拡大については、再生可能エネルギー電源の普及拡大が進む中、これに伴う本入札電源の出力抑制機会が増加する可能性も考慮すると、困難と考えております。なお、発電余力については、当社以外の第三者への販売による活用も可能としております。
2	[要綱案] 10 入札する案件が 満たすべき条件 (1)上限価格	上限価格	貴社自己応札設備について、既存設備の全部又は一部を利用する場合及び既設設備を撤去する場合は、公平性の観点から自己応札価格（上限価格）に所要のコストを含めるべきであるものと思料します。従いまして算定方法について予めルール化し、入札要綱上で公表したうえで、落札候補者決定後に火力電源入札WGにおいて審査いただくことを要望します。	当社の自社応札価格は、「新しい火力電源入札の運用に係る指針」（以下、入札ガイドライン）に則り、「落札した場合に実際に設置される電源の原価に基づき、他の応札者と同様の方法により算定」いたします。このため、自社応札に限定した算定方法のルール化および入札要綱での公表は行いません。
3	[要綱案] 10 入札する案件が 満たすべき条件 (1)上限価格 [要綱案] 18 契約保証金、受 給開始日の変更、契 約の解除等 (4)契約の解除	上限価格 および 契約解除時 の補償	入札結果の公表事項として、上限価格の記載がありませんが、公平性の観点から事後的に落札結果について検証を行うことが可能となるよう、手続き上問題の無い時点において上限価格と算定根拠を公表いただくことが必要と考えます。 また、上限価格は契約解約時における「得べかりし利益の賠償額」算定に用いられることになっております。解約条件は極めて重要な契約条件のひとつであり、入札締切後のタイミングであっても公表されている必要があると考えます。	上限価格は、当社の自社応札価格にもとづく判定価格としておりますが、落札結果については、自社応札価格の妥当性も含め、中立的機関の審査を経たものとなりますので、公平性は確保されるものと考えております。 また、上限価格は公表いたしません。落札者には契約締結時に開示することとしております。（入札要綱案P28のイメージ図参照）

No.	対 象	項 目	ご提案	当社回答案
4	<p>[要綱案] 10 入札する案件が満たすべき条件 (1)上限価格</p> <p>[要綱案] 13 総合評価方式における総合ポイントの算定</p>	<p>上限価格 および 総合評価 方式</p>	<p>貴社設定の非価格要素ポイントについては、DSS機能、WSS機能、ガバナフリー、AFC等々（入札）価格に影響するものが殆どであるとの認識です。他方、総合ポイント評価前に上限価格（貴社の自社応札の入札価格から算定する判定価格）以下となる必要があるとの事ですので、貴社の自社入札以外の電源に限り、総合ポイントは優れているものの判定価格が上限価格を上回るため落札できない事例が発生いたします。</p> <p>(例) 貴社電源 判定(上限)価格10.00¥/kWh、非価格要素10P ⇒総合ポイント90.00P</p> <p>A社電源 判定価格 11.00¥/kWh、非価格要素20P ⇒総合ポイント92.72P ⇒A社電源は上限価格<判定価格のため落札できない。 他方貴社の自社入札電源 = 上限価格のためこの様なケースは発生しない。</p> <p>従いまして、貴社自社電源と他事業者による公平性の確保のため、非価格要素の項目の再考又は総合ポイント評価のみによる評価にするべきと考えます。</p>	<p>非価格要素については、経年火力の代替電源として当社が期待する項目を設定しており、自社応札電源は、基本的にこれらDSS等の機能を具備し、所要のコストが自社応札価格(上限価格)に織り込まれるものと考えております。このため、他社応札電源が、当社と同様にDSS等の機能を具備し、所要のコストを入札価格に織り込むこととなっても、ご懸念されるような事象は発生しないものと考えております。</p>

No.	対 象	項 目	ご提案	当社回答案
5	<p>[要綱案] 10 入札する案件が満たすべき条件 (4)遵守すべき法令・基準等 ウ 耐震設計・津波対策</p> <p>[要綱案] 別紙4 耐震設計・津波対策の考え方 1 耐震設計</p>	耐震設計	<p>耐震設計については、「電気設備防災対策検討会報告（耐震性関係）」で示された耐震性確保の考え方が示されております。</p> <p>このうち区分Ⅱに対する耐震性確保の考え方については、H26.1.22開催の産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会第1回電気設備自然災害等対策WGの議事録p9に経済産業省の渡邊電力安全課長が、「その他の電気設備につきましては、耐震性区分Ⅱでございまして、Ⅰ以外の電気設備、もろもろここに書かれたようなものが入ってきておりまして、その耐震性でございませけれども、一般的な地震動につきましては区分Ⅰのものと同様でございまして、高レベルの地震動に際しては、著しい供給支障が生じないように代替性の確保、あるいは多重化ということで、総合的にシステムの機能が確保されることということでございまして、個別にみた場合、それ自体が人命なりに重大な影響ということでもないだろうと。したがって、そこが、言葉はちょっとあれでございまして、使えなくなったということであったとしても、ほかのラインであったり、ほかの発電といったもので電力の供給ができれば、それでいいだろうと。」と解説しております。この考えに従えば、応札者の設備としては、「発電設備・受電設備の技術要件」および「耐震設計」に示された諸法令に準拠することにより、上記区分Ⅱに示されている「著しい（長期的かつ広範囲）供給支障（略）総合的にシステムの機能が確保されること」が担保されているものと考えますが、この点（応札者が応札を検討するにあたっての耐震性確保の考え方）について入札要綱上で明確に示されている必要があると考えます。</p>	<p>ご指摘のとおり、耐震性区分Ⅱの電気設備が確保すべき耐震性として示されている「高レベルの地震動に際しても、著しい（長期的かつ広範囲）供給支障が生じないよう、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能が確保されていること」については、他の発電所での代替など、トータルでの対策が求められているものであり、応札電源単体に要求されるものではないと考えております。</p>

No.	対 象	項 目	ご提案	当社回答案
6	[要綱案] 10 入札する案件が満たすべき条件 (4)遵守すべき法令・基準等	遵守すべき法令・基準等	応札者の発電設備は、技術基準をはじめとする諸法令に準拠することが定められておりますが、将来的には、新たな諸法令に適合する為、設備改造が求められることが想定されます。その際には、運転開始前、運転開始後を問わず、諸法令適合に要したコストは、基本料金算入等により貴社に負担頂ける旨、入札要綱に明記されている必要があると考えます。	法令の変更等により予測し得ない大幅な情勢変化が生じた場合は、両社誠意をもって協議を行うものと考えております。
7	[要綱案] 9 発電設備の運用条件 (4)通告変更 [標準契約書案A] 第12条 第8項 [標準契約書案B] 第13条 第8項	利用率低下補正	利用率低下補正については「その詳細については、甲乙協議の上別途定めるものとする。」とありますが、自社応札電源については、貴社内部での調整事項であるのに対し、他事業者は協議事項となり、公平性を欠くものと考えます。応札者の予見性を高めるためにも利用率低下補正の方法について、入札要綱上で定める必要があると考えます。 また、補正の対象外の項目として(2)保安上の危険がある場合。(3)乙の系統運用上やむを得ない場合。が記載されておりますが、上記2項の全てが乙の責に帰すべきことができない事項とは考え難いことから不要であり、(4)項の扱いで対応すべきと考えます。	利用率低下補正については、発電設備の仕様や使用燃料等により異なり、一般化が難しいことから、発電設備の仕様等が確定した後に、個別協議により決定させていただきます。なお、基本的には、発電効率低下に伴う増分コストを電力量料金に付加してお支払いすることになると考えております。 ご提案を踏まえ、利用率低下補正の対象外の項目について、「(2)保安上の危険がある場合。(3)乙の系統運用上やむを得ない場合。」を「(2)保安上の危険がある場合または乙の系統運用上やむを得ない場合で、乙の責に帰すべきことができない事由による場合。」に見直すこととし、標準契約書案に反映いたします。
8	[要綱案] 13 総合評価方式における総合ポイントの算定	非価格要素	非価格要素として周波数調整機能（ガバナフリー・AFC機能の両方を有するもの）がポイント対象となっておりますが、当該機能を備えて需給運用に参加する発電者に発生する効率低下・機会損失・対価については、以下の理由などから、電力システム改革の制度設計が示された後に落札者との協議により決定して頂きたいと考えます。 ・周波数調整・需給運用は、将来は中立的な「一般送配電事業者」による調達・運用となる可能性が高いこと。 ・発電事業者の需給運用参加に伴う効率低下・機会損失・対価等の扱いは、今後の電力システム改革の制度設計によりルール化されるものと考えられ、それが示された後に両社で協議するのが妥当であること。	周波数調整機能の具備について公平に評価する観点から、非価格要素として加点評価することとしており、別途対価をお支払いすることは考えておりません。このため、周波数調整機能の具備により加点評価された電源については、当社が系統安定のために当該機能を活用することが前提となりますので、これを加味した応札をお願いいたします。

No.	対 象	項 目	ご提案	当社回答案
9	[要綱案] 別紙6 受給料金 2 基本料金 (2)土木建築工事費 の補正	受給料金	「補正対象とする土木建築工事費の合計は、『(様式19) 建設費概要書』における土木工事および建築工事の合計額以下、かつ『(様式10) 入札価格計算書』における資本費合計の25%以内」とありますが、必ずしも土木建築工事費が発電所資本費の25%以下となるものではなく、かつ、将来的に土木建築工事費が高騰する可能性がある中、補正対象とする土木建築工事費の上限を資本費の25%とする規定は削除するべきと考えます。	土木建築工事費の補正については、入札の間口を広げる観点から、当社も物価変動リスクの一端を担うとの考えで採用したものであり、ご理解いただきますようお願いいたします。
10	[要綱案] 別紙6 受給料金 1 基本的な考え方	受給料金	燃料本体費の調整基準として、貿易統計のCIF価格を用いることとされていますが、貿易統計は重量や体積あたり実勢価格を示すものであり、単位あたり熱量の変動を反映しておりません。資源エネルギー庁が発表する「標準発熱量」を引用するなどして、受給契約上の料金の取り決めにおいて、適切な熱量補正を行うことを可能としていただきたいと思います。	貿易統計では単位あたり熱量が公表されていないことや、資源エネルギー庁が発表する標準発熱量は概ね5年毎に改定されるものであること等を踏まえると、適切かつ公平に熱量変動の補正を行うことは困難と考えております。このため、応札者側にて、熱量変動を加味した燃料価格の設定をお願いいたします。
11	[要綱案] 別紙6 受給料金 1 基本的な考え方	受給料金	燃料関係諸経費のエスカレーション率については、3つの指標が示され、変動なしを含めた4指標の合成値とすると記載されておりますが、これらの指標に合致しないコストに対しては、ここに示された指標以外の指標に基づく算定も可能とするべきと考えます。 また、こうした個別の指標により算定された価格によって落札が決定した場合は、入札を経た適正な価格と考えられることから、受給契約上の料金の取り決めにおいても、こうした個別指標に基づく協議を可能とするのが妥当と考えます。	各応札者の入札価格については、公平性の観点から、同一条件のもとで評価する必要があります。入札要綱案で示した4つの指標は、燃料調達諸経費の変動を示す一般的な指標と考えており、当該指標での調整とさせていただきます。